

令和6年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）

(輝くふるさと常任委員会)

令和6年3月5日（火）

午前 10 時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第9号～第23号・同意第1号審査 】

日程第2 議案第9号 令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第10号 令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・ 5

日程第4 議案第11号 令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）・・・・・・ 6

日程第5 議案第12号 令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・ 6

日程第6 議案第13号 葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 6

日程第7 議案第14号 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

日程第8 議案第15号 町立保育所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

日程第9 議案第16号 葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

日程第10 議案第17号 葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 13

日程第11 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 13

日程第12 議案第19号 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 14

日程第13 議案第20号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 14

日程第14 議案第21号 葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子

		ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
日程第15	議案第22号	公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについ て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
日程第16	議案第23号	葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて	15
日程第17	同意第1号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めること について・・・・・・・・・・・・・・・・	15

令和6年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和6年2月22日（木）					
再開年月日	令和6年3月1日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年3月5日（火） 開議10時00分 散会11時20分					
委員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の欄	議席番号	委員氏名	出席の欄
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	-
会議録署名委員	4 番	柴田 勇雄		9 番	山崎 邦廣	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	建設水道課長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼まなび交流課長	大久保 栄作
	教 育 長	石角 則行	病院事務局長	大石 和人
	政策秘書課長	波紫 徳彰		
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
健康福祉課長	触沢 誉			
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

( 開議時刻 10時00分 )

### 輝くふるさと常任委員長 ( 辰柳敬一君 )

朝の挨拶をいたします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員及び山崎邦廣委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第9号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。  
柴田委員。

### 柴田勇雄委員

最初に、10ページの地方創生臨時交付金、これは国からの10分の10なようですが、ここに関わる部分で、歳出のほうで18ページにはこの交付金を使って価格高騰重点支援給付金になっているかと思っておりますが、そのような中で、これ

が繰越しになるというふうなことで繰越明許、資料の8ページに来ているのじゃないのかなと、そのように議案を見ておりました。

要するに、これも価格高騰の重点支援給付金で、6月には終了予定というふうなことになっておりますが、できる限り早くこの給付金の支給をすべきだろうと、このように思っておりますが、大体実際にこの給付金が始まるのがどのぐらいで、予定が6月でございますけれども、極力早い機会での支給を目指すべきではないのかなと思うんですが、どのような事務処理になるでしょうか、お尋ねをいたします。

### 輝くふるさと常任委員長 ( 辰柳敬一君 )

健康福祉課長。

### 健康福祉課長 ( 触沢誉君 )

お答えをいたします。こちらの給付金につきましては、委員ご指摘のとおり、速やかに給付について実施してまいりたいと考えてございます。

スケジュールといたしましては、この3月定例会議の議決をいただいた後に、対象者の絞り込みでありますとか、台帳の作成をいたしまして、対象者にはプッシュ型、町のほうから対象者のほうにはお手紙をお送りして、そのお手紙をこちらのほうに返していただくといった手続を取っていただくことで給付を進めようとするものでございます。

なお、繰越明許としまして6月末を予定として

おりますけども、いずれにしましても申請があったものから速やかに給付してまいりたいと考えてございます。

ただ、賦課期日後、昨年1月1日以降にこの基準日であります12月1日までに転入された方々には、別途所得照会をしなければならないという作業が出てまいります。こういった方々にはその分時間がかかるわけでございますので、その部分も若干かかるということでご理解を賜りたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

#### 輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

そのような姿勢で、早めに支給事務が進んでいくように求めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

続きまして、16ページでございますが、町債の減債基金に1億4,000万ほどの、今回補正が出ております。この関わりで資料のほうを見させていただきますと、7ページにも基金の状況がこのようになっておまして、主要基金4つあるわけでございますが、財政調整、町債の減債、地域づくり、公共施設、前々から申し上げてきましたとおり、今年度分につきましては取崩しがあって、また積立てもあるというふうなことで、非常に動きがあって、私から見ればこういったような基金の

活用状況、そしてまた積立ての有効活用を図ったものだなというふうに見ております。そういったような関係については、意識してこのようにやったのだらうと思っておりますが、この辺の基金の取崩し、あるいは積立て、その基本的な今年度のこういったような事項につきまして、もう一度確かめさせていただきたいと思っておりますので、こういったような経緯につきましてお答えをいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。今回の補正であります、減債基金に積立ていたしました、1億4,000万ほど計上しておるところであります。

令和5年度の補正につきましては、これまでも基金の積立てをしてきたところではありますが、経緯をお話し申し上げますと、7月の議会での補正につきましては、前年度からの繰越金を計上しているものでございまして、財政調整基金あるいは減債基金等に積立てをしてまいりました。それから、そのほかにも地域づくり振興基金等、合わせて5億5,000万ほどを7月の時点で純繰越金をそういう形の中で積立てをさせていただいてまいりましたが、その後でありますけれども、普通交付税の予算の上振れ分ということで、これに

つきましても2億4,000万ほど、それから公共施設整備基金につきましても2億2,000万ほどということで、これまで積立てをしてきたところでありまして、いずれそれぞれの目的に合わせながらの支出ということでございまして、そういう中で今年度の取崩しが6億3,000万ほどになっておるところでございまして、トータル的に見ますと3億2,000万ほど積立てをできるような、そういう形になっております。

したがって、5年度の最終的な基金の残高であります、令和4年度には56億ほどあったものが、5年末には59億ほどになるというような状況になっておるところであります、いずれそれぞれの時期時期に、目的に合わせての積立て、あるいは支出ということで調整をいたしまして、令和5年度につきましては6億3,000万ほど取崩しをし、そして積立てをいたしましては9億5,000万、そして残りの3億2,000万ほどが剰余金として、また積立てをさせていただくというような状況で、現在59億になっているという状況であります。いずれ5年度の内容を整理しますと、そういう状況になっているということ。

それから、今までもご指摘いただいていたわけですが、その中で、その都度その都度しっかりと示しながら積立て、そして取崩し、それが明確に分かるような予算編成ということをご心がけておるところであります、令和5年度もそういう形で整理をさせていただいておりますことをご理解を賜りたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

分かりました。そのとおりになっておりましたので、基金についても、あまり眠っている基金では基金の価値がなくなってしまいますので、ただいまのような動きのある基金の予算の計上、そしてまた不要になった場合には繰戻すような、そういうふうな措置が必要だろうと、このような視点から、これまでとは違ったような基金の活用状況というふうなことで質疑させていただきましたので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

もう一つお伺いしたいと思いますが、21ページでございますが、21ページの保育所施設費で、補正額で1,092万3,000円の補正減になっておりますが、中身を見てみますと、主に人件費なんです。例えば保育所運営経費で1,000万、このように多くの不用額が出るというふうなことは、ちょっと予算の計上の仕方が甘かったのかどうか、人件費だけに、ちょっと不可解な感じがいたします。こういったような部分については、どのような理由から今回減額措置なされたのか、その理由についてお尋ねをいたしたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

教育長。

**教育長（石角則行君）**

ただいまご質問のありました保育所運営のいわゆる人件費の部分の減額についてお答えいたします。委員おっしゃるとおり、人件費の部分で報酬、保育士で約200万ほど、あるいは補助員の部分で500万ほど、放課後子ども教室の部分の保育士、補助員で100万ということで、御覧のとおりであります。

この内容につきましてですが、会計年度職員としての公募人数に、どうしても専門職ということで満たない職員がございました。そういった部分が保育士の1名分減額したものであります。また、保育士補助員につきましては年度途中、当初からいわゆる育休産休等で休まれた職員もおったということから、このような減額になったということで確認をさせていただいております。

いずれにしろ、適正な予算措置がされていたかということも、改めまして昨年度予算をつくり込むところから、人数、いわゆる園児の人数、そして必要な人員は正しかったのかということも担当者課長、教育長として確認はしてまいっております。このように多額の不用額が出たというのは、おっしゃるとおりでございますが、そのような公募の段階で、どうしても専門職でいなかった部分、あるいは女性の多い職場でございましたので、育休産休等がございました。その部分での減額等もありまして、このような結果であったこと

と受け止めております。

今後につきましても、適正な人員配置、特に保育園の園児たちに、運営に支障が出るということとはなかったこととございますが、適正な保育人員の配置とこの予算の措置については検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

理由については分かりました。このような大きな不用額が出るというふうな形になりますと、何か保育業務に支障が出なかったのかというふうな、そういうふうなことにもつながってまいりますが、その点についてはいかがだったでしょうか。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

教育長。

**教育長（石角則行君）**

ご心配のとおり、保育業務に支障が出るということが一番心配されることとございますが、そちらの件に関しましては、何とか人員をやりくりして、パートというか、時短職員を配置したりとかということで、1年間を通してはいわゆる待機児童というものはなく、保育士の欠員状況によって

保育園が回らなくなる、あるいは園児の入所が妨げられるというような支障はございませんでした。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

まず人件費だけに、しかも報酬ですから、会計の任用職員等が主な部分ではないのかなと思われまますので、こういったようなあまり不用額を出さないような慎重な予算運営が必要であろうなと、このように思っておりますので、新年度に向けてはこのような形にならないような、ぜひ保育所の万全な運営方法を取っていただきたいなということで質疑をさせていただきましたので、その辺を十分踏まえた上での予算運営をお願いしたいなと、このように思っております。

私は以上です。終わります。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

ほかにありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第9号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第10号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第10号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決され



ました。

次に、日程第4、議案第11号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第11号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第11号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第12号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第12号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第12号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第13号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

改正の概要の中で、資料を見ていただければ分かるのとおり、職員の私用車を利用した場合と上記以外の場合、職員が利用した場合は25円で、その他は37円というふうな、この違いはどのような形で、このように単価に違いが出てきているのか、お尋ねをいたします。

#### 輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

政策秘書課長。

**政策秘書課長（波紫徳彰君）**

お答え申し上げます。出張の際の移動手段につきましては、公用車もしくは公共交通機関を利用することが原則であります。公用車が確保できない場合、あるいは公共交通機関の利用では効率的な出張ができない場合などにおいて私用車の利用を認めているところでございます。こうしたことから、公共交通機関を利用した場合の車賃より私用車利用の車賃が高くなると、私用車利用の優位性が増し、出張の際の移動手段の原則が崩れてしまうというようなこととなります。

あわせて、県の条例におきましても、基本車賃単価が 37 円、私用車利用につきましては車賃単価 25 円としているということも参考としておりますし、現在盛岡葛巻間の移動手段として J Rバスのしらかば号がございまして、この間の移動距離が 66.9 キロメートル、バス代の車賃が片道 1,930 円で、1 キロメートル当たり 28.8 円でございますことから、この単価を下回る額を設定するという考えで 25 円としているところでございます。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

分かりました。ありがとうございました。  
今回のこの改正、当時の行政改革の取組の、い

わゆるこの改正しなければならないのを今改正するというような中身ですよね。当時行革に掲げて、このような事例がこのほかにないのかどうか、併せて点検なさっているのかどうかもお知らせいただきたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（波紫徳彰君）**

平成 17 年度当時の行財政改革の部分で、様々な取組をさせていただいております。今回条例で提出させていただいております車賃単価の引下げ、あるいは各種特殊勤務手当等での、率から定額制の単価に置き換えているようなこともありましたし、あるいは職員の給与の一定期間の引下げ、減額措置とかというようなこともございます。そのほかでいきますと、課長職の管理職手当は当時 10%を支給しておりましたが、現在も 8%に引き下げたままで運用させていただいているというようなこともありまして、こういった当時行財政改革で財源を捻出するために様々な取組を行ってきたところでございますが、今般改めてそれ以外の部分も点検させていただきまして、戻せるものにつきましては戻していきたいというような考えでございます。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

分かりました。できる限り、行革時代のことも大事でございますけども、現時点の目線に合わせる事が極めて大事ではなからうかなと思っておりますので、見直しの際には、当時のものも見直しの一つとして改善したほうがよろしいのじゃないのかなと思いますので、その点についてもう一度お尋ねをいたしたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

政策秘書課長。

**政策秘書課長（波紫徳彰君）**

当時、平成 17 年に行財政改革をしてから、かなり期間も経過しておりますし、物価高騰あるいは賃上げとか、そういった様々な社会情勢の変化というのがかなり大きく出てきておりますので、適宜そういった問題、課題等がある部分につきましては検証しまして、直せるものは直す、あるいは継続するものは継続するというような形で適正に対応してまいりたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 13 号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 13 号、葛巻町職員費用弁償及び旅費支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 14 号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 14 号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 14 号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例は、原案

のとおり可決されました。

ここで10時40分まで休憩します。

( 休憩時刻 10時31分 )

( 再開時刻 10時40分 )

**輝くふるさと常任委員長 ( 辰柳敬一君 )**

会議を再開いたします。

次に、日程第8、議案第15号、町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第15号、町立保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員であります。したがって、議案第15号、町立保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第16号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

今回の条例改正では、介護療養病床の廃止で一般病床にこれが加わるというふうなことで、一般病床が60床というふうな感じの改正内容でございますが、資料を頂いている部分の11ページを見させていただきますと、介護療養病床サービス機能がなくなることによって、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリ等の拡充を行いますと、そして地域包括ケアの病床による何々というふうになっておりますが、現時点ではこのような形も可能かと思っておりますが、医師不足あるいは看護師不足、こういったようなことが出た場合には、例えば訪問診療や訪問看護、そういったような体制に支障がないのか、本当に介護療養の代替としての機能が果たせるのかどうか、ちょっと心配なところがありますので、お伺いをいたします。

**輝くふるさと常任委員長 ( 辰柳敬一君 )**

病院事務局長。

**病院事務局長 ( 大石和人君 )**

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。看護師、あとドクターと今後……

( 「委員長、すみません。私、マスクかけた発言はちょっと聞き取れないですので」の声あり )

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

じゃ、マスクを外してお願いします。

**病院事務局長（大石和人君）**

失礼しました。ただいまの質問の内容、今後ドクター、看護師等が減少とした場合に今後も在宅医療等継続していけるのかどうかというような内容の質問かと存じます。この点については確かに、どうしても訪問診療と在宅医療につきましても専門職の人員が必要になってきます。今後も大丈夫ですというように、はっきりは、今時点では言えないんですが、当院につきましても看護師の採用等につきましては、看護師長等も含めましていろいろと施設、看護学校等がありまして、看護師確保に努めているところでございます。この辺についても継続的に進めまして、可能な限り安定的に看護師等を取得するように尽力しているところでございます。

また、ドクターにつきましても、県医療局、あとは医療政策室、あとは国保連等にも連携しまして、ドクターの確保について今尽力しているところでございます。

今まで介護療養病床が持っていた機能というのが、今回この廃止によりましてなくなるというような、その代わりとして在宅医療、あとは地域包括ケア病床のレスパイト入院等で補完するというような、うちのほうの今の考え方ということになっております。これにつきましては、まず介護療養病床につきましては施設サービスで、

病床の種類でいきますと慢性期というところの病床に当たります。この慢性期の病床につきましては、県の医療構想の中で今後余ってくるというような病床、需要がない、需要に対してベッドが多いような状態になってくるというような病床になっておまして、県のほうでもこの慢性期の病床については、回復期等に転換していくような政策を今打ち出しております。そのような中で、うちにつきましては、現在この回復期というものに該当するのが42床のうち27床を運営しております地域包括ケア病床でございます。そして、この18床につきましては、一旦一般病床にまず戻らせていただきまして、今後は回復期の位置づけになっている地域包括ケア病床も含め検討していきながら、在宅医療のほうにも力を入れていきたいと思っております。

いずれ人員確保につきましては、大変病院にとっては死活問題になりますので、今後も継続的にその辺は県内の各学校等を回りながら確保に努めてまいりたいと思います。ご理解を賜りたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

今回の改正、介護保険法の一部改正という大義名分があるわけでございますけれども、この廃止後の対応については、いずれ万全の体制を取って

いただいて、住民サービスの低下につながらないような配慮を求めるものでございますので、その点よろしく願いをいたしたいと思っております。

また、この一般病床、現在 40 床から、療養病床 18 床を加えた 60 床が今回一般病床になるわけでございますけれども、一般病床 60 床、利用率の低下も心配はないのかどうか。現在の利用状況、それから見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

病院事務局長。

**病院事務局長（大石和人君）**

お答えさせていただきます。まず、利用状況のところでございますが、ちょっと今確定しているのが 4 年度の部分になります。今一般が 15 床ですが、これが 4 年度は 1 日平均 8 人から 9 人の利用というような状況でございます。そして、包括のほうでございますが、27 床あるうち、大体 1 日の平均で 21 人ぐらいの利用状況というような状況でございます。全体では 56%とかそのような、50%ちょっとというような利用状況でございます。この辺につきましては、これまで介護療養病床を使っていた患者さんがこちらのほうを、特にも地域包括ケア病床等を使っていたくような形の予測をしておりますので、地域包括ケア病床については若干、稼働率についてはこれ

までの実績を踏まえれば上がるのかなとは思っております。

あとは、地域一般の病床のほうでございますが、こちらのほうにつきましても地域連携室といまして、今県立病院とか、あと県内のほかの病院等と入退院に関して連携する部屋をつかって、専門の職員をそこに配置して、スムーズな入退院を心がけております。そちらのほうの機能を利用しまして、この辺の稼働率については上げていけるように、今後その辺には力を入れていきたいなと思っております。

以上です。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

病院の収入を見てもみますと、入院の診療報酬が一番高いんですね。これが多いか少ないかで病院の経営が赤字になるか黒字になるかの分野が非常に大きいと思っております。

それで一般病床 60 床になりまして、例えばこれが何%ぐらいの利用率になりますと大体黒字になるのか、もし計算しておられましたらお知らせをいただきたいと思います。いろいろな見方があろうかと思いますが、これが一番大きい一般病床の入院料となる、関わりが出てくるかと思っておりますので、その見通しについて、今お答えいたしましたこの 60 床で、低い利用率でいきます

とかなりの赤字も覚悟しなければならないのではないのかなというふうなことも申し上げたいわけでございますので、60床となった場合、どのぐらいの一般病床で利用率があれば、とんとんの経営になるのか、黒字経営になるのか、分岐点があるかと思っておりますので、お知らせいただきたいと思えます。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

病院事務局長。

**病院事務局長（大石和人君）**

お答え申し上げます。病床の稼働率、利用率につきまして、それに関係する収支のご質問でございますが、一応その月によって外来収入等も変わってくるので、一概に幾らというようにはちょっと数字は持ち合わせていないんですが、目標としては、やはり稼働率70%を目指してやっております。

今回、今策定中でございますが、町の経営強化プラン、病院の強化プランにおきましても、そのところを一応70%程度を視界に策定しているような状況です。ある程度、入院患者70%なので、1日平均42人ぐらい入院していただけるような状況であれば、そのほかの費用と突発的な大きな費用等が出てこない以上は、そんなに大きな赤字というような経営にはならないのかなというふうに思っております。

以上です。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

今一般病床の利用率で70%ぐらいになればというふうなお話、内容でございますが、そういったような意識を病院職員全員が持っていなければならないのではないのかなと思っておりますので、こういったような条例改正のときに、やはり院内でも十分こういったような部分について検討なされて、今後の病院経営に当たっていただきたいものだという視点で申し上げましたので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

以上です。

**輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）**

質問の方どうぞ。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第16号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定すること

に賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員であります。したがって、議案第 16 号、葛巻町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 17 号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 17 号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員であります。したがって、議案第 17 号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 11、議案第 18 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 18 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員であります。したがって、議案第 18 号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 19 号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。

これから議案第 19 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 19 号、町立コミ



ユニティセンター等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第19号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第20号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第20号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第20号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第21号、葛巻町特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第21号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第21号、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第22号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 22 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 22 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 23 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 23 号、葛巻町辺

地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 23 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17、同意第 1 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第 1 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第 1 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり適任と

することに決定しました。

以上で本日の審査日程は全て終了しました。

明日の輝くふるさと常任委員会は午前 10 時から開会しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日はこれで散会いたします。ご苦勞さまでした。

( 散会時刻 11時20分 )